

台湾において OI モデル契 約書 ver2.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材 編、AI 編) を活用するに 際しての留意点



パートナー 弁護士 朱百強	弁理士 (台湾) 田代俊明	弁護士 陳美樺
---------------------	---------------------	------------

理律法律事務所
Lee and Li, Attorneys-at-Law

理律法律事務所は、弁護士約 206 名を有する台湾では最大の法律事務所であるが、同時に弁理士 133 名を有し、特許事務所としても台湾で最大規模である。特許、意匠、商標等の出願から紛争解決まで広く扱う。朱は、日本業務部の法務部門の責任者で、長年日本の依頼者の案件を扱う。田代は、日本の弁護士資格（2000 年登録）の他、台湾弁理士の資格を有する。陳は、企業コンプライアンス対策について豊富な経験がある。

【概要】

台湾においては、「技術検証 (PoC) 契約」が一般的に用いられているわけではないので、契約書の文言の解釈をめぐる紛争になる可能性がある。特に、「訴訟は最後の手段」という考え方はないので、紛争があれば、直ぐに訴訟になることを想定するべきである。したがって、できる限り、双方の義務の範囲を明確にするような追加を行った上で、契約書を締結することが望ましい。

【詳細及び留意点】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイト¹において、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開している。

本稿は、OI モデル契約書 ver2.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材編、AI 編) を、日本企業と台湾企業との間の契約で活用する際の留意点をまとめたものである。

¹ <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

1. PoC 契約締結の必要性

PoC 契約（技術検証契約）は、中国語では「概念性検証」などと訳されている。台湾においても、技術検証に関して契約が締結されることもあるが、定型的な技術検証契約があるわけではない。

ただ、台湾においては、日本企業が単に口頭の議論等を信頼して取引することは極めて危険であり、実際に紛争が生じる原因となっている。特に、技術検証を共同で行うのであれば、知的財産権の所属、守秘義務、責任の制限などが重要となることから、契約を締結するべきである。

2. モデル契約のスキームを理解する

台湾企業も含め、海外の企業との取引の場合、お互いに誤解がないようにコミュニケーションをとることが重要である。「技術検証契約」という契約の名称を見ても、わかることは少ない。もちろん、相手方が理解できるかは会社や担当者によって異なるだろうが、「技術検証契約」という契約のタイトルからは、具体的にイメージができないことも多いだろう。

そのため、まず契約の協議の段階で、どのような契約を締結するのかを両当事者が明確に理解する必要がある。

モデル契約（技術検証契約・新素材編）では、甲社（以下、「開発企業」という。）が、自ら開発した新素材を乙社（以下、「事業会社」という。）の製品にも用いることができるかを、開発企業自らが検証し、そして事業会社が開発企業に対して委託料を支払うという構成となっている。モデル契約（技術検証契約・AI 編）でも、やはり開発企業（甲社）が検証を行い、事業会社（乙社）から委託料を受領するというスキームとなっている。すなわち、両者の協力のもとで検証作業を行うことが想定されているが、「支払」は、事業会社から開発企業に対して生じるという関係になっている。そのため、どちらがどちらに支払うのか、まずは契約協議の段階で明確にした上で、具体的な条項を検討していく必要がある。

台湾においても、「契約自由の原則」があり、このような契約を締結することは特に禁止されていない。しかし、このような契約は、事業会社にとって、若干リスクが高い契約であることを理解する必要がある。例えば、開発企業が開発した「新

素材」の品質が不十分であり、当該製品は、事業会社の商品に役に立たないという結論となったとしよう。この場合でも、事業会社は、検証に協力した上に、開発企業に委託料の支払義務を負うことになる。さらに、モデル契約（技術検証契約・新素材編）別紙の内容を用いた場合、事業会社は「改善すべき特性の指摘など、具体的な事柄」の指摘をする義務まで負っている。したがって、開発企業は、事業会社からある程度信頼を得られていることが本契約締結の前提であり、事業会社が、事前にかんがりの情報開示を求める可能性が高い。そのため、技術検証契約に先立ち秘密保持契約の締結が必要になるだろう。

ただ、秘密保持契約は、契約違反があっても責任追及が必ずしも容易ではないことから、重要な技術的情報を出すことが望ましくないこともある。例えば、少額の委託料にもかかわらず重要な情報を出すのであれば、そのような判断が本当に正しいのか、再検討した方が良い。

いずれにせよ、まずはどのような契約を締結しようとしているのか、その過程でどのような情報のやりとりがあるのか、両当事者間で認識を共通させることが必要であると考えられる。

3. クロスボーダーの取引では、「暗黙の了解」は存在しない

一般的に、クロスボーダーの取引では、「暗黙の了解」に頼ることは極めてリスクが高い。これは、文化的、地理的に日本に近い台湾でも同様であり、日本と共通の商慣習があると期待すべきではない。

技術検証契約書を含め、一般的に契約の相手方との間での紛争を予防するための重要な要素としては、例えば、以下がある。

- ①契約書の文言
- ②相手方との長年の信頼関係・取引関係
- ③商慣習（いわば、業界の常識）

日本国内で、長年に渡って取引をしている相手方との契約であれば、②③も紛争防止に役に立つ可能性が十分ある。一方、例えば台湾企業との新規取引であれば、②はまだ存在せず、③についても日本の商慣習や常識が台湾で通用するわけではな

い。したがって、日本企業間ではトラブルを防止できる契約書の内容でも、台湾企業との契約では②③が欠けるためにトラブルになる可能性は十分ある。

特に、技術検証契約については、少なくとも台湾では、おそらく「業界の常識」は形成されていないものと思われる。したがって、「常識」に頼ることなく、合意すべき事項、相手方にしてほしくない事項を全て契約書に記載することが望ましい。

4. 秘密保持について

技術検証契約を締結する場合において、特に重要であるのは、秘密が保持されるか否かである。秘密保持義務については、「秘密保持義務違反を証明できるか」という問題があり、秘密保持条項を入れてもリスクは消滅しない。すなわち、秘密保持義務は、その性質上、契約書の文言のみでは、なかなか解決が難しい義務であることを意識する必要がある。詳しくは、関連記事「台湾において OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書（新素材編、AI 編）を活用するに際しての留意点」を参照されたい。

5. OI モデル契約書の個別の条項について（1）・・・新素材編

（1）準拠法および管轄、仲裁、契約言語（OI モデル契約書第 16 条）

これらについて、一般論については、関連記事「台湾において OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書（新素材編、AI 編）を活用するに際しての留意点」を参照されたい。

（2）協議が不調となった場合（OI モデル契約書第 17 条）

第 17 条は、契約に定めのない事項の解決方法の条文である。

協議で解決できるのは、冒頭で説明した②相手方との長年の信頼関係・取引関係や③商慣習（いわば、業界の常識）があるからであるが、クロスボーダーの取引では②③は期待できないことも多い。

また、モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書と異なるのは、秘密保持契約の条項は、多くはよくある条項であり、少なくとも法務を長年担当してきた担当者で

あれば見慣れた内容であるのに対して、技術検証契約書の条項は見慣れない条項が多いと考えられることである。そのため、契約段階で契約条項について異なった解釈をしたまま契約が締結されるリスクがより高いと思われる（特に、複数の言語で締結する場合このようなリスクが高くなる。）。

その点からしても、合意した内容については、「明確に」契約書に記載することがより重要となる。また、「まだ決まっていない」ことを理由に重要事項を安易に後日の協議に委ねることは、「協議に委ねた」つもりが、「訴訟に委ねた」ことになってしまいかねないことに注意すべきである。

(3) その他の条項

契約書を締結する際は、以上の点も踏まえて、契約締結担当者が一つ一つの条項について、①実際に遵守できるのか、②相手方に遵守させるべき内容について不足がないかについて、じっくりと検討することが不可欠である。特に、秘密保持契約のモデル契約と比べると、技術検証契約のモデル契約は、若干複雑であり、「どちらが甲で、どちらが乙か」を取り違えないように注意しながら（なお、誤解、誤訳のリスクを軽減という観点からは、実際の契約では、「甲」「乙」は使わず、会社名を使うことも一案である）、慎重に内容を理解する必要がある。

個別の条項の変更の要否を検討する際には、状況に応じて、例えば、以下の点も検討することが考えられる。

第3条第2項 (本報告書の確認)	報告書の提出期限は3週間以内となっているが、別紙のプロセスを遂行するのに必要な時間が確保されているのか注意する必要がある。特に、資料、報告書の翻訳に時間がかかる可能性もあり、現実的な期限を設定すべきである。
第3条第2項 (本報告書の確認)	報告書の言語についても規定することが考えられる。
第4条(委託料)	台湾では、一般的に支払のタイミングはリスク管理の重要な手段の一つである。したがって、委託料の支払については、作

	業着手前および作業完了後に分割して支払うことも考えられる。
第6条（共同研究開発契約の締結）	<p>どのような場合に「最大限努力」という義務を果たしたことになるのか争いになる可能性がある。例えば、一方の当事者が「実質上は法的義務ではない」と解釈し、他方の当事者が法的義務と解釈するリスクもある。</p> <p>このような様々な解釈がありえる文言は、特にクロスボーダーの取引では誤解を生じさせるリスクがないとはいえないので、「法的義務はない」という趣旨であれば、むしろその旨明確にすることも考えられる。</p>
第7条（乙の義務）	<p>「協力」の内容が具体的に規定されていない。前述のとおり、取引慣行や常識から双方が「協力」の範囲を合理的に確定できると考えるのはリスクがある。そこで、具体的な「協力」の内容を明記することも考えられる。</p> <p>また、協力に当たっては、翻訳が必要となる可能性もある点に留意し、役割分担および費用の分担を明確に決定することが望ましい。</p>
第8条第13項（守秘義務の期間）	守秘義務の期間については、提供する情報の性質等に応じて、適切に決める必要がある。また、守秘義務契約との整合性についても留意する。
別紙	台湾においては、一般的に、契約の履行が一応完了したものの、「履行完了と認める否か」で何年も争いになることが珍しくない。したがって、「検証」や「報告書」の内容など、受託者が行うべき内容をできる限り具体的に規定することが望ましい。
通知の言語	各種通知を行う際の言語について規定することが考えられる。

なお、相手方に対して過大な負担を課す内容の契約書ドラフトを提示した場合、相手方から拒否されたり、契約書が形骸化したりするリスクが高くなる。したがって、上記の検討の際には、自らの利益を保護できる内容にしつつも、相手方が現実的に対応可能かも考慮する必要がある。

6. OI モデル契約書個別の条項について（２）・・・A I 編

留意点については、概ね 5. OI モデル契約書個別の条項について（１）で述べた新素材編の場合と同様であるが、若干補足する。

①秘密保持との関係

AI については、複製が容易であるという点に注意する必要がある。技術検証契約書または秘密保持契約書において、複製を禁止することは可能である。しかし、複製され、第三者に渡った場合に、それを証明することは容易ではない。

②その他

第 2 条（定義）	<p>「知的財産」および「知的財産権」が分けて規定されているが、台湾法の観点からは、このような規定方法は混乱を招く可能性がある。</p> <p>モデル契約では、「知的財産」には営業秘密が含まれ、「知的財産権」には営業秘密が含まれていないという趣旨にみえるが、台湾では「営業秘密法」があり、「営業秘密」についても誰に帰属するかが同法で規定されているので、「営業秘密」が「法令により定められた権利」であるのか否かについて、疑義が生じる可能性がある。</p> <p>※モデル契約では、「知的財産」は、「知的財産権」の定義でしか使われていない。</p>
第 9 条（秘密情報）、 第 11 条（本報告書 等の知的財産権）	<p>モデル契約においては、「知的財産権」の帰属については、規定されているものの、「知的財産権」に含まれない「知的財産」の帰属については、特に規定されていない。</p>

	<p>前述のとおり、台湾法からみて「営業秘密」がモデル契約の「知的財産」に含まれるのかが明確でないが、いずれにせよ、「営業秘密」（ノウハウ、アルゴリズム、データ等）について、知的財産の帰属者を明確に規定しておくことが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、台湾の営業秘密法では、特に両当事者間で約定がない場合には、営業秘密は受託者に帰属するが（第4条）、委託者は業務上営業秘密を用いることができると規定されている。</p>
<p>第2条第6号（個人情報等）、 第10条（個人情報の提供）</p>	<p>日本の個人情報保護法によって「個人情報等」を定義しているが、台湾に加え、状況によっては他国の個人情報保護に関する規制が適用される可能性がある。したがって、日本、台湾および関係する国の個人情報保護に関する法令についても対象にすることが考えられる。</p> <p>また、被介護者の撮影については、プライバシー権の侵害に該当する可能性があるため、どのような撮影がなされるのか、どのような情報が第三者に提供されるのかについて、具体的に説明をした上で、被介護者からの同意を得ておくことも、必要に応じて規定することが考えられる。</p>
<p>第3条第4項（本報告書）</p>	<p>「乙（事業会社）が主張できる異議の内容は、事前に甲乙間で合意した検証項目に関する検証結果が本報告書に記載されていないことや、客観的な検証結果と本報告書の記載内容が一致していない、誤字脱字等の、本報告書の形式な不備に限られる」と規定されている。</p> <p>この規定は、甲（開発企業）の負担軽減のためであると考えられるが、この条項のみによって、検証が不十分な場合でも免責されると解釈するのはリスクがないとはいえない。</p> <p>乙（事業会社）は、「事前に甲乙間で合意した検証項目に関する検証結果」については、当然、適切な「検証結果」であ</p>

	<p>ると主張することが予想され、内容を問わず、「検証結果」が記載されていれば免責されると主張しても、否定される可能性がある。</p> <p>したがって、状況によっては、甲（開発企業）の義務の範囲を、より具体的に規定することも考えられる。</p>
第8条(対象データの管理)	<p>対象データの第三者への提供には、事前に乙（事業会社）による事前の承諾が必要とされている。</p> <p>しかし、現在のAIは、膨大な計算の必要性などから、第三者へのデータ送信を伴うことは珍しくない。したがって、第三者に提供する必要が実際に存在しないのか、予め確認した上で、必要に応じて例外規定を設けておくことが望ましい。</p>
別紙	<p>作業分担については、できるだけ具体的に記載することが望ましい。例えば、アノテーションを全てのデータに行うのか、アノテーションの内容なども、性質上可能であれば、具体的に特定することが考えられる。</p>

7. まとめ

技術検証契約は、自社の技術を他社に売り込む際に締結することが想定されている。そのため、開発企業からみると、事業会社が信頼できるか否かにこだわりすぎていたら、事業の機会を逃してしまうことになる。ある程度のリスクをとることはやむを得ないと判断することもあるだろう。しかし、リスクを軽減するために、できることは全て行ったのかをまずは検討すべきである。特に、契約書で対応できることの限界を知った上で、秘密を開示する範囲について、慎重に検討することが重要である。

最後に、技術検証契約は、双方が一定の秘密情報を提供することを想定している。そして、各当事者がどの程度重要な情報を提供するかについては、状況によって異なる。したがって、各当事者にとって、どのような文言が適切であるかも、状況に

よって異なることになる。そこで、特に重要な秘密を開示する場合には、必要に応じて専門家に相談した上で、契約書案を作成することを推奨する。

8. 個人情報の保護、情報セキュリティの管理について参考となる法令やリンク

- ・ 国家発展委員会 個人情報保護サイト
<https://pipa.ndc.gov.tw/> (中国語)
- ・ Art Of Cyber War
<https://www.acw.org.tw/> (中国語)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)